

○質疑（三好委員） それでは、大きく2つの点、お伺いさせていただきたいと思います。

まずは、高齢者の見守りと安否確認についてであります。今年15日、広島市の東区の民家で高齢の夫婦が死後数週間たった状態で発見されるという事案が発生いたしまして、新聞等にも取り上げられたところであります。こうした高齢者の孤独死、また、孤立死の事案は全国至るところで発生しておりまして、ひとり暮らしや夫婦のみの世帯がふえ、それぞれに高齢者が増加していることや地域における人間関係が薄らいできていることなど、さまざまな問題が指摘されているところであります。これまで高齢者の見守りなどの体制整備については市町が主体となって取り組むものであるとされてきましたけれども、今後、超高齢社会が本格的に到来するわけありますので、そういったルールだけに固執するのではなくて、いよいよ県としても何ができるのかということを考える時期が来ているのではないかと思います。

そこで、まず、県として、これまで高齢者の見守りや安否確認の体制整備、また、孤立防止対策の強化等についてどのような取り組みをされてきたのか、また、その対策について、県内の市町はもとより、全国的に見ても代表的なものであったり、先進的なものなど何かいい対策がないのか、そういった情報をキャッチされていれば教えていただきたいと思いません。

○答弁（地域福祉課長） 今回の事案につきましては、まことに痛ましい事案であると認識しているところでございます。

御質問の高齢者の孤立防止につきましては、市町、地域住民、民生委員、社会福祉協議会、老人クラブ連合会など、多くの主体によりまして高齢者の巡回相談や見守り、声かけでありますとか地域のサロンへの勧誘といった形での閉じこもり防止といったさまざまな活動が行われているところでございます。これらに対しまして、県といたしましては、市町や社会福祉協議会への財政的な支援によりまして、高齢者の居場所となる常設型のふれあいサロンの整備でありますとか立ち上げ支援、また、見守りの担い手の育成、こういったものに対して支援を行いまして地域における活動を推進してきているところでございます。

また、代表的・先進的な例ということでございますけれども、最近の例で申しますと、江田島市におかれまして、昨年末、自治会であるとか民生委員、老人クラブ連合会から成る協議会を加えた形での見守り組織として、えたじま見守り支援ネットワークというのを立ち上げられておりますし、庄原市では、市社協と自治振興区との共同で見守りネットをなされていたり、厚生労働省の取り組み例としても紹介されておりますけれども、福山市においては、見守り要員の育成ということで、まずインストラクターを養成し、そのインストラクターが地域や企業で出前講座をなさって地域の見守り支援員を養成し、そういった方々が、民生委員や福祉を高める会という市社協の地域組織の方々とともに見守りを行っておられる事例があるかと思いません。

○意見・質疑（三好委員） 承知いたしました。各市町がいろいろ頑張られているようですけれども、先ほど御説明がありましたように、高齢者が集うふれあいサロンの設置であったり、民生委員や地域包括支援センターなどによる見守り、また、住民同士の声かけの強化など、いろいろと取り組みが必要であることは当然でありますけれども、一方で、民生委員などのマンパワーにも限界があるわけでありまして、他人と交わることや他人の世話になることを嫌う高齢者もいるということも聞いております。なかなかうまくいかない例も多くあるとお聞きしております。そうした中で、高齢者の孤立の問題は今後ますますふえていくことが予想されるわけでありまして、先ほども申し上げましたけれども、これから地域包括ケア体制を県として考えていくというその根底になる話でありますので、市町に任せるということではなくて、県としての抜本的な対策を検討していくほうがいいのではないかと思います。

そうした中で、県は幅広いネットワークを持っているわけでありまして、孤立防止対策のあるべき姿を検討していく、いろいろと調査したり、検討したり、ノウハウを蓄積して市町と一緒に取り組んでいくということは、県が先頭に立ってやるほうがより効果のある対策を導き出せるのではないかと考えておりますけれども、重要事項の一つに位置づけて検討を行ってもよいのではないかと考えておりますが、そういったところに対しての御所見をお伺いしたいと思います。

○答弁（高齢者支援課長） 高齢者の孤立防止や見守りにつきましては、それぞれの地域の実情に合った取り組みというのが重要なことから、市町が主体となって地域包括ケアに取り組んでいかれることが必要であると考えております。こうした市町の取り組みを推進するために、県といたしましては、関係団体の代表者や有識者を構成員として設置しております高齢者対策総合推進会議での有識者の方々の御意見でありますとか、広島県地域包括ケア推進センターを設置しておりますけれども、ここが行う現地調査での調査結果、それから県が収集しております先進事例の取り組み、こういったところを市町に情報提供いたしますとともに、各市町の推進状況につきまして個別にヒアリングを行いながら、各市町の地域包括ケアシステムの構築の取り組みについて助言・支援をしてまいりたいと考えております。

○要望・質疑（三好委員） ほかの県や市町をちょっと調べてみると、例えば民間のポスティング業者の方と提携したり、小学生たちにも手伝ってもらって登下校中にいろいろやってもらったりと、今実験的にやっているようなところもあるとお聞きしております。それぞれの市町にお任せするというのも大切なことではありますけれども、やはりいろいろな検証を行ったり、モデル事業を行ったり、そんなこともこれからしっかりやっていくべきだと思いますし、そういった面でまた今後も頑張りたいと思います。

では、次は、健康福祉局の資料番号3番にありました、医療・介護サービスの提供体制改

革のための新たな財政支援制度について、何点かお伺いさせていただきたいと思います。

先ほどもありましたけれども、この制度の根拠となっております、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律案は、まさに現在国会で審議中でありますので、当然不確定な部分も多々あると思いますけれども、わかる範囲で教えていただけたらと思います。

まず、対象事業でありますけれども、この資料には対象事業案が記載されておりますが、病床の機能分化・連携のために必要な事業、在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業、医療従事者等の確保・養成のための事業、これらを実施することということになっておりますけれども、少々イメージがつきにくいものですから、どのような事業に取り組むこととされているのか、もう少し具体的に教えていただけたらと思います。

○答弁（医療政策課長） 現在、国から示されております対象事業案といたしましては、まず病床の機能分化・連携のために必要な事業といたしましては、いわゆるICTを活用した地域医療ネットワークの基盤整備の事業、あるいは病床の機能分化・連携を促進するための施設整備などがまず挙げられております。

2つ目の在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業といたしましては、在宅医療の実施に係ります拠点の整備、あるいは在宅医療に取り組む人材育成のための研修の実施などが挙げられております。

3番目の医療従事者等の確保・養成のための事業といたしましては、地域医療支援センターの運営とか看護師等の養成所の施設整備などが挙げられております。

○質疑（三好委員） 続けてお聞きすることになりますけれども、この資料を見ますと、地域医療再生基金などを活用して既に実施している事業もあるのではないかと思いますけれども、今の制度の中で実施している事業と今回の新たな財政支援制度で実施する事業との関係はどのようになるのか、また、平成25年度までに国庫補助事業として実施していた事業のうち一部が廃止されるものもあると伺っておりますけれども、今回の新たな財政支援制度でどのようなものが移行の対象となるのか、あわせてお伺いさせていただきたいと思います。

○答弁（医療政策課長） 地域医療再生計画と新たな財政支援制度の関係につきましては、まず地域医療再生計画、いわゆる地域医療再生基金では、地域の医療課題の解決に向けた医療機能の強化、あるいは医師等の確保に取り組むための事業が中心となっております、おおむね平成27年度まで実施することとされております。

一方、新たな財政支援制度は、医療に加えて、平成27年度からは介護も含めた整備計画となるもので、医療と介護サービスの提供体制改革のための事業として、在宅医療や訪問介護を担う人材の確保、あるいは養成に資する事業、あるいは多職種連携の体制確保など地域

包括ケアの推進のために必要な事業とともに、地域医療再生計画で実施しております事業のうち、医師など医療従事者の確保のための事業も対象とされております。また、平成 25 年度まで国庫補助対象とされておりました事業のうち、地域医療支援センター運営事業や看護師等の養成所運営事業などが新たな財政支援制度への移行対象となっております。

○質疑（三好委員） それでは、続けてお伺いいたします。

9 月に県の計画を策定して、国に提出するようになっております。この国からのいろいろな条件等々の資料もちょっと調べてみたのですけれども、いろいろと条件や留意することも書かれているようではありますが、よりよい計画をつくるためには医療等の関係者から幅広く意見を聞いていく必要があると思っておりますけれども、実際に今後どのように計画の検討を進めていくのか、また、本県の状況を踏まえて、どのような計画をつくっていく必要があると考えておられるのか、大まかなイメージで結構ですので、現時点での県の考えについて、あわせてお伺いさせていただきたいと思っております。

○答弁（医療政策課長） まず、対象事業の提案に当たりましては、既に昨年度から各市町を初め、医師会等のさまざまな関係団体を通じまして広く提案を求めておりまして、今年度も繰り返し提案をいただくよう各市町や関係団体等に声をかけているところでございます。

また、計画策定につきましては、公正性あるいは透明性を確保するために、市長会、町村会を初め、県の医師会、県の歯科医師会、県の薬剤師会、県の看護協会、あるいは広島大学等の医療関係者に加えまして、協会けんぽ等の医療保険者、あるいは医療を受ける立場にある方から構成する新たな財政支援制度検討委員会を設置いたしまして、御意見を承りながら計画内容を検討していくこととしております。今後は、これらの関係者との協議を行いながら、医療・介護・保健情報総合分析システムの活用、全国初の広島県地域包括ケア推進センターの設置、あるいは在宅医療推進拠点の整備など、本県の優位性を踏まえまして、地域医療構想の実現に向けて必要かつ有効な取り組みを積極的に実施する計画としてまいりたいと考えております。

○要望（三好委員） 今、地域医療構想というお言葉もありましたけれども、これまで医師の確保等々いろいろな事業をされてきて、いよいよこれがメインになっていくというような思いを持っています。県民としては、消費税増税がいよいよ具体的にどういう形で返ってくるのかといった部分にかかわる話でありますので、やはり関心も高いだろうと思っております。また、それぞれの計画によって国からの交付金も変わってくるというような内容にもなっているようでもありますので、どうしても他県との比較ということも出てくるのだろうと思っております。先ほどもお話がありましたけれども、ICTなどは我が県が先駆けた事業でありますので、しっかりとそういうところも組み入れていただいて、強みを生かして、そして弱点をしっかりと補えるような計画にさせていただきたいと思っておりますし、コーディネート能力、プ

レゼン能力というのがこれから非常に問われると思っていますので、どうぞ頑張っていた
だいて、いい計画をまずつくっていただきますよう御要望いたしまして、質問を終わります。